

II 必要書類及びその書き方

◎ 次の書類をご準備ください。

① 戸籍謄本等の取得

1 次の方の戸籍謄本等をご用意ください。

※ 相続人を確認するためには、原則、被相続人様（亡くなられた方）が生まれた時から亡くなられた時までの『連続した戸籍謄本』が必要になります。

被相続人様（亡くなられた方）

・ [REDACTED] 様の 出生 から 死亡 までつながる連続した戸籍謄本等

*戸籍が改製されていた場合は、改製前の戸籍（改製原戸籍）が必要となります。

その他取得の必要な方

・ 被相続人様
のご両親様

・ [REDACTED] 様の 出生 から 死亡 までつながる連続した戸籍謄本等

*戸籍が改製されていた場合は、改製前の戸籍（改製原戸籍）が必要となります。

戸籍謄本等の入手方法

本籍のある市町村等役場（役所）で入手できますが、本籍のある市町村等が遠隔地の場合は、郵送による入手方法もございますので、その市町村等役場（役所）の戸籍管理担当者に事前に電話でお問い合わせください。